

博士論文の要旨及び審査結果の要旨

氏名 中村 康一  
学位 博士(学術)  
学位記番号 新大院博(学)第75号  
学位授与の日付 平成26年3月24日  
学位授与の要件 学位規則第4条第1項該当  
博士論文名 水道料金の地域間格差に関する研究  
—新潟県における簡易水道料金の事例を中心として—

論文審査委員 主査教授 田村 秀  
副査教授 馬場 健  
副査准教授 今本 啓介

博士論文の要旨

本論文は、新潟県内の市町村における簡易水道料金の地域間格差の事例を中心に、料金格差の実態を明らかにするとともに、その格差が憲法を始めとする現行法に照らして、どのような問題点があるのかを検討したうえで、格差が生じる要因を分析し、格差の是正策について考察したものである。簡易水道事業は、同一市町村内に複数の事業が存在することが多く、市町村間の料金格差だけでなく同一市町村内の格差が存在する。同一市町村内の格差は、同じ市町村内に居住する住民が同一の行政サービスを受けるに際して、行政主体から異なる取扱いを受けている問題であることから、公の施設である水道の利用について、差別的な取扱いがなされているかどうかの検討が必要である。

本論文においては、先行研究の問題点も踏まえて、①料金格差の状況を把握すること、②料金格差が憲法など現行法において、どのような問題点があるかを検討すること、③水道料金の格差の要因を分析して格差の是正策を探ること、④料金格差の是正策について検討すること、の四つの課題を設定して考察が行われている。

論文は、全8章で構成されている。序章では、水道料金の格差に関する問題の所在と研究の目的、本論文における用語の定義、先行研究とこれらに関する問題点、分析課題、本論文の構成が述べられている。

第1章では、水道事業の概要について明らかにした。まず、水道事業の歴史的変遷について、近代以前及び近代の状況に触れるとともに、新潟県における水道事業の歴史や水道の普及率に言及した。次に、多岐にわたる水道事業の種類と料金の法的根拠について明らかにした。

第2章では、新潟県内における簡易水道の料金格差の状況を明らかにするとともに、上水道及び小規模水道の料金格差の状況、全国の料金格差の状況も明らかにした。

まず、簡易水道事業がどのような仕組みとなっているかについて言及した後、市町村間及び同一市町村内の簡易水道料金の格差の状況を明らかにした。特に佐渡市においては、同一市内にも関わらず、料金格差が 7.29 倍にも及ぶことを示したうえで、佐渡市及び同様に同一市町村内において料金格差が著しい糸魚川市、阿賀町の 3 市町について、ヒアリングや実地訪問を通じて格差の要因に関する詳細な調査を行った。さらに、上水道における格差と簡易水道の格差を比較し、簡易水道の格差が著しいことを示すとともに、これまで、地方自治体の実務に携わる者でもその料金について十分把握がなされていなかった、水道法が適用されない小規模水道の料金格差の実態を明らかにした。

第 3 章では、市町村が行政サービスを提供する際に徴収している、介護保険料、国民健康保険料（税）などや公共サービスである電気やガスの料金における地域間格差の状況を把握して、水道料金の地域間格差と比較することにより、水道料金の格差、特に簡易水道料金の格差が他の料金より格段に大きいことを明らかにした。

第 4 章では、水道の供給を受ける権利の憲法 25 条の生存権における位置づけについて論じたいうえで、料金格差が、憲法 14 条の法の下での平等原則や、水道法及び地方自治法の規定から問題となる点がないかについて考察した。市町村が经营主体の場合の料金格差は、生活用水の供給という同一サービスの対価である水道料金に、佐渡市のように同一市にも関わらず 7.29 倍もの格差が存在することは、法の下での平等原則を定めた憲法 14 条及び公の施設の不当な差別的取扱いを禁じた地方自治法 244 条 3 項に抵触する可能性もあることについて言及を行った。

第 5 章では、料金格差の要因と格差是正の必要性について検討を行った。地理的・地形的条件による要因については、経営努力で克服することが難しく、また、住民の責任に帰すべきものでもないことから、財政措置により格差を是正することが適当と考えられることを指摘した。一般会計からの繰入金が多寡による要因については、人の生存に欠かすことができない水道の料金が、居住する市町村の財政事情により大きな格差を生ずることは不公平と考えられることから、特に料金水準が高く財政力の弱い市町村に対する財政措置が求められるとする。市町村合併による要因については、同一市町村内の料金格差は、第一義的には、当該市町村の責任で解決できる問題であるが、高い料金に統一しようとするれば、低い地域の住民の同意が得にくく、低い料金に統一しようとするれば住民の納得は得やすいが、収支の均衡が崩れて、新たな財源を要することから、財政力の弱い市町村に対しては、財政上の支援のあり方についての検討が必要であるとする。

第 6 章では、料金格差の是正策として、①国と地方の役割分担の見直し、②一般行政と水道事業との役割分担の見直し（法改正を伴うもの）、③一般行政と水道事業との役割分担の見直し（法改正を伴わないもの）、④広域化、⑤民営化の五つについて検討した。料金格差の是正策としては、水道法などの法改正により国庫負担の明確化を図るなど国の財政面での役割を強化して、格差を是正することが最善の方策と考えられる。しかしながら、法律改正を要する是正策は、その実現に時間を要することも考えられることから、短期的には、次善の策として、現行制度の枠内で繰出基準を改正して、水道事業会計に対する一般会計からの繰出

金に対する財政措置を拡充して、格差を是正していくことも必要であるとする。

終章では、前章までの考察を踏まえて、結論をまとめるとともに、本論文の特色及び独自性、本論文の問題点と今後の課題等について言及した。

#### 審査結果の要旨

本論文は、新潟県における簡易水道料金を主たる事例として、料金格差の実態を明らかにしたうえで、憲法を始めとする現行法上の問題点や格差が生じる要因を分析し、格差是正策を検討したものである。

これまで地域間格差に関する研究は、法学、行政学、公共政策などでも多岐にわたって行われてきたが、主として市町村間、あるいは都道府県間における格差が論じられており、同一市町村内における料金格差は必ずしも十分には論じられてこなかった。特に水道料金に関しては、上水道にもっぱら注目が集まるだけで、簡易水道という、比較的給水人口は少ないものの事業数も多く、中山間地域にとっては重要な行政サービスに関して、その料金格差の実態を明らかにしたものはこれまでほとんど行われてこなかった。

本論文では、新潟県内における簡易水道料金の格差の実態について、単に統計データを明らかにするだけでなく具体的なヒアリング調査も行うなどして、その原因についても実証的な分析を行っている。さらには、小規模水道という、一般的にはあまり了知されておらず、かつ、都道府県の実務担当者であっても、県内における料金格差の実態を全く把握していない分野に関して、市町村に個別調査を行って、大部分の小規模水道の料金実態を明らかにしたことは特筆されるものである。

他方、本論文における研究対象は、主として、新潟県という一行政区域に限られたものであり、本来、水道料金の格差の問題は全国的な問題であることから、他の都道府県の格差の事例についての比較が行われていない点や料金格差の是正に向けて、生存権との関係を検討することなどが十分に行われていないなどの難点もある。しかしながら本論文は先行研究を踏まえつつ、これまであまり注目されていなかった簡易水道や小規模水道に関する地域間格差、特に同一市町村内の格差の実態を明らかにし、今後の格差研究に関して、少なからず有意な知見とデータを提供したものとして評価できる。

以上のことから、本審査委員会は、本論文が博士の学位を授与するに相応しいと判断するとともに、本論文が行政サービス等の料金に関する地域間格差に対して実証的なアプローチを行っており、地域間格差の問題そのものが、行政学、憲法学、行政法学、公共政策等にまたがる学際的な研究課題であることから、博士（学術）の学位を授与することが適当であると判断した。